

令和5年度における九州地区の下請法の運用状況等について

令和6年6月19日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者5,406名（製造委託等^{（注1）}3,290名、役務委託等^{（注2）}2,116名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者16,170名（製造委託等9,727名、役務委託等6,443名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
令和5年度		80,000	5,406	330,000	16,170
	製造委託等	46,900	3,290	199,138	9,727
	役務委託等	33,100	2,116	130,862	6,443
令和4年度		70,000	4,599	300,000	14,617
	製造委託等	37,993	2,707	176,799	8,375
	役務委託等	32,007	1,892	123,201	6,242
令和3年度		65,000	3,991	300,000	14,700
	製造委託等	37,280	2,357	169,318	8,651
	役務委託等	27,720	1,634	130,682	6,049

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は540件（製造委託等345件、役務委託等195件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが532件（製造委託等341件、役務委託等191件）、下請事業者等からの申告によるものが8件（製造委託等4件、役務委託等4件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は514件（製造委託等328件、役務委託等186件）であり、いずれについても違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

なお、措置件数の514件（前年度比7.1%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数 ^(注)				処理件数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	九州	532	8	0	540	0	514	514	0	514
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	九州	341	4	0	345	0	328	328	0	328
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	九州	191	4	0	195	0	186	186	0	186
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	九州	471	4	0	475	2	478	480	1	481
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	九州	280	2	0	282	2	286	288	1	289
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	九州	191	2	0	193	0	192	192	0	192
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	九州	475	3	0	478	0	475	475	3	478
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	九州	283	1	0	284	0	279	279	2	281
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	九州	192	2	0	194	0	196	196	1	197

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で880件となっており、このうち、製造委託等に係るものが556件、役務委託等に係るものが324件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は446件（類型別件数の合計の50.7%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが288

件、役務委託等に係るものが158件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は434件（類型別件数の合計の49.3%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が234件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の53.9%）、②下請代金の減額が77件（同17.7%）、③買ったたきが76件（同17.5%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は268件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が134件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の50.0%）、②買ったたきが48件（同17.9%）、③下請代金の減額が47件（同17.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は166件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が100件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の60.2%）、②下請代金の減額が30件（同18.1%）、③買ったたきが28件（同16.9%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反				実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	九州	401	45	0	446	1	234	77	2	76	5	2	18	17	3	0	434	880
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	九州	264	24	0	288	1	134	47	2	48	2	2	16	14	3	0	268	556
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	九州	137	21	0	158	0	100	30	0	28	3	0	2	3	0	0	166	324
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	九州	361	47	0	408	0	255	78	1	30	2	1	13	13	4	0	397	805
製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	九州	220	24	0	244	0	144	50	1	17	0	1	12	12	3	0	240	484
役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	九州	141	23	0	164	0	111	28	0	13	2	0	1	1	1	0	157	321
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	九州	374	68	0	442	2	324	104	1	47	4	4	17	19	1	0	523	965
製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	九州	228	27	0	255	1	182	58	0	18	0	3	15	15	0	0	292	547
役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	九州	146	41	0	187	1	142	46	1	29	4	1	2	4	1	0	231	418

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者5名^(注1)から、下請事業者223名^(注1)に対し、返品した下請代金相当額分の返還等、総額6711万円^(注2)相

当の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者173名に対し、5705万円の返品分の下請代金相当額が返還された(第4表参照)。

第4表 返品事件における下請代金相当額の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)(注)
令和5年度	全国	10名	330名	6968万円
	九州	1名	173名	5705万円
令和4年度	全国	8名	266名	1億1512万円
	九州	1名	181名	4042万円
令和3年度	全国	3名	3名	5676万円
	九州	—	—	—

イ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者2名から、下請事業者10名に対し、894万円の利益提供分の金銭が返還された(第5表参照)。

第5表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	九州	2名	10名	894万円
令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
	九州	—	—	—
令和3年度	全国	7名	58名	978万円
	九州	1名	3名	89万円

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者2名から、下請事業者40名に対し、111万円の遅延利息が支払われた(第6表参照)。

第6表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	九州	2名	40名	111万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	九州	4名	70名	48万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	九州	10名	163名	1356万円

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、九州事務所では7回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、九州事務所では782件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は21名である。

令和5年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、九州事務所では事業者団体等へ14回の出講を実施した。

令和5年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- 運送業務を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日締切、翌々月末日支払」等の支払制度を採っているため、下請事業者からの役務の提供を受けてから60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 運搬車等の部品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請事業者に対して手形を郵送する際の郵送料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に郵送料相当の切手を提供させることにより、郵送料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- ① 半導体装置部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、原材料費等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ② 森林の病虫害防除等を下請事業者に委託しているE社は、自らの予算単価を基準として、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

- 結婚式における写真撮影等を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、正当な理由がないにもかかわらず、スポーツイベントの観戦チケットを購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で鋼材を支給しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに当該鋼材を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該鋼材の対価を控除していた。